

売却区分番号	2南国(フ)1	入札日時	令和2年11月24日(火)午後2時00分	
		開札日時	令和2年11月24日(火)午後2時10分	
見積価額	6,300,000円		公売保証金	630,000円
公売財産の表示	物件1(土地の表示) 所在 高知県南国市元町一丁目 地番 391番1 地目 田 地積 217平方メートル			
	以上			
別紙1-2に続く				

その他公売財産に関する情報

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は担当者が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在地
高知県南国市元町一丁目391番1
(農地であり、住居表示で表せません)
- ⑤交通、最寄駅など
JR土讃線「後免」駅の西方約1km(直線距離)
とさでん交通株式会社「中央市民館前」バス停留所の西方約150m(直線距離)
- ⑥現況
当該物件は、都市計画区域の市街化区域で、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律による)外である。
※農業委員会への調査により第三者への対抗要件である、「小作権」・「利用権」の登録がないことを確認済み。
- ⑦下見会(現地案内)について
本公売物件における下見会(現地案内)は入札日前日まで随時行いますので、ご希望の方は下見希望の日の前日までに南国市税務課収納係まで連絡をお願いします。(土・日・祝日を除きます。)

【土地の情報】

- ①地目及び地積
物件1【田】 217平方メートル(登記数量)
※地籍測量を行った場合、地積が増減する可能性が否めません。
- ②行政的条件
都市計画区域
市街化区域
農振地域外
- ③形状・地勢
整形画地
概ね平坦地
- ④利用状況(現況地目)
畑
- ⑤接面街路
北側:歩道を介して市道に接している
西側:歩道を介して市道に接している
- ⑥隣接地の状況
【物件1】 東方:田、西方:市道、南方:宅地、北方:市道
- ⑦占有状況
現所有者が占有しています。
- ⑧埋蔵文化財の有無及びその状態等
対象不動産は文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。
- ⑨土壌汚染の有無及びその状態等
土壌汚染に関する専門的な調査は行っていないが、近隣地域に土壌汚染の可能性のある施設等もなく、土壌汚染の可能性は低いものと判断する。
- ⑩特記事項
自然的災害・公害・危険・嫌悪施設等は特になし。

【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。
また、南国市は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。
なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。
- ②公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、南国市は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- ⑤本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。
公売保証金は入札日当日に公売会場に現金で持参し、入札会場受付にて一括で納付してください。
※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑥原則として入札日当日までに、南国市農業委員会の発行する買受適格証明書の提出を要します。提出ができない場合は入札に参加できません。
ただし、入札希望者の農業委員会への買受適格証明書申請が確認でき、南国市が買受適格証明書発行について、その確実性が確認できた場合には、入札日当日に買受適格証明書の提出が無い場合についても、入札への参加を可能とします。
- ⑦見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- ⑧最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑨次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- ⑩落札後、納付していただく買受代金は、落札価額から公売保証金を控除した金額となります。
すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑪買受代金は必ず納付期限までに南国市が確認できるように、一括で納付してください。
納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
ただし、必要があると認められる場合に限り、30日を超えない範囲で買受代金の納付期限を延長致します。
- ⑫公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑬公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。
- ⑭農地等の権利移転の登記嘱託の際には、農業委員会、都道府県知事等の発行する所有権移転の「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」の呈示が必要となります。
- ⑮権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ⑯その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑰公売公告の内容は、南国市役所税務課収納係で閲覧できます。
- ⑱公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑰の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。